

公益財団法人公益法人協会 第1回評議員会議事録

- 1 開催場所 如水会館「ペガサス」
- 2 開催日時 平成21年5月25日(月) 13時～15時
- 3 評議員現在数及び定足数
現在数 27名、定足数 14名
- 4 出席評議員数 19名
(本人出席) 阿部栄一、伊藤道雄、入山 映、上野 宏、呉 亨鎮、大貫正男、
岸本幸子、木原啓吉、國松秀樹、佐藤孝安、渋谷雅英、菅谷良昭、
関口和夫、高橋陽子、成田千代治、溝渕泰男、宮崎幸雄、矢内 顯、
山岡義典
(欠 席) 和泉一巳、桐原保法、田中 清、田中弥生、野村 萬、原田洋一、
松原 明、恵小百合
(理事出席) 太田達男理事長、金沢俊弘専務理事、鈴木勝治専務理事、土肥寿員常務
理事、長瀧重信理事、宮川守久理事
(議案説明及び報告) 太田理事長、鈴木専務理事、土肥常務理事
- 5 議 案 第1号議案『評議員会会長の選定』の件
第2号議案『議事録署名人の選出』の件
第3号議案『諸規程の制定』の件
第4号議案『役員等候補選出委員会の委員の選定』の件
報告事項 ①認定・認可及び申請の状況について
②「認定申請はやわかり塾」の開催状況について
- 6 会議の概要
(1) 定足数の確認等
冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の
議事進行及び議案資料について説明があった。
(2) 議案の審議状況及び議決結果
①第1号議案『評議員会会長の選定』の件
理事長が定款の規定に基づき、評議員の中から評議員会会長を選定するよう求め
たところ、出席評議員全員一致で、山岡義典評議員を会長に選定した。
会長は、定款に基づき議長として本会議の成立を宣し、他議案の審議に移った。
②第2号議案『議事録署名人の選出』の件
議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、宮崎幸雄、
矢内 顯の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。
③第3号議案『諸規程の制定』の件
議長の求めに応じ、鈴木専務理事から下記の3規程について議案説明があった。
・評議員会運営規則

- ・役員等候補選出委員会規則
- ・倫理規程

説明によると、3規程案のうち「評議員会運営規則」及び「役員等候補選出委員会規則」の2つは、本年3月の旧法人評議員会及び理事会において、報告事項の中で説明しているが、その後若干修正している。また、「倫理規程」案の提示は今回が初めてである。

「倫理規程」案について、次の質疑応答があった。

(伊藤評議員) 前文の「非営利セクター」の中身を吟味する必要があるのではないか。単に非営利セクターというと、労働組合や、マンション管理組合、宗教団体、外郭団体も含まれる。もう少し厳密に、例えば社会において公益性を基礎に置く民間非営利団体というような表現にした方がより正確ではないか。

(太田理事長) 共益というか自助あるいは共助というか、そのような団体が社会の営みの中で一定の役割を果たすことも重要なことではないだろうか。労働組合においてもしかり、あるいは協同組合においてもしかり、である。したがって、純粹に公益の非営利団体だけではなく、共益的な非営利団体も含め、広い意味で非営利セクターの発展を促すという立場から、そのような表現になった。

(上野評議員) 「本財団は」又は「本財団の役職員は」というように2種類を書き分けているが、その基準は何か。

(鈴木常務理事) 法人が主語の場合は、法人の目的として定款その他に書かれていることが多く、例えば情報開示や個人情報保護については、それぞれ定款の規定を受け、個人に関係なく、その法人の意思が表れていることになる。一方、研鑽、利益相反などは個人のことになり、それに役職員を含むと考えれば、それなりのすみ分けは果たしているか、と考える。

(宮川守久理事) 数年前、当協会のコンプライアンス委員会でこの規程の原型を検討した際に、つくるべきはコード・オブ・エシックスだけでいいのか。コード・オブ・コンダクトではないのだろうか、との議論があった。社団の場合はその構成員である社員、会員の行動が問題になるが、財団は性格が異なる。しかもコード・オブ・コンダクトも、事業活動によって非常に違う。社団と財団と両方に通用するようなものをつくらうとしたので、その辺がやや明確でなくなった傾向がある。法人のみならず、財団の役職員全員が遵守すべきルールと考える。

質疑応答を経て審議の結果、倫理規程の字句の一部を他の2規程に合わせて修正(「本協会」を「この法人」に)した上で、3つの規程を決議日付で施行することを、出席評議員全員一致で可決した。

④第4号議案『役員等候補選出委員会の委員の選定』の件

議長の求めに応じ、理事長から同議案について説明があった。説明によると、役員等候補選出委員会の委員は第3号議案で決議された規程に基づき評議員から選出するが、7名のうち1名(委員長)は評議員会会長が務めることとされており、第2

号議案で評議員会会長に山岡評議員が選定されたので、あと6名の選定が必要である。

役員等の選任、構成に関して、次のような意見及び質疑応答があった。

(山岡議長) 法律ができて10年のNPO法人(特定非営利活動法人)と比べ、公益法人は成熟した、というか長い歴史があるが、公益法人改革に伴い特に理事会の構成が重要になる。また、NPO法(特定非営利活動促進法)の別表では特定非営利活動の第17項として中間組織を認めているが、公益認定法の別表の公益目的事業にはそれに該当するものがない。公法協はすでに別の事業項目で公益認定を受けているが、地方の中間支援組織を育てることも重要。地方のNPOセンターをみても、公益法人とのネットワークがない。地方からの役員への参加も期待される。

(入山評議員) 地方を考えると、新法では委任状が使えないことが痛い。過半数の本人出席が必要なので、遠距離の団体関係者は理事、評議員に取り込みづらい、ということだ。また、新法には公益法人の実情に合わないところが多々あるので、委員会を設置し、2、3年後を目処とした改正のための草案をつくる必要がある。

(宮崎評議員) 法人によっては、半数ずつ改選し、選任は3期までとしている例がある。また、入山評議員の意見には賛成であり、改正草案を作成する団体は、公益法人協会をおいて他にはないだろう。

(岸本評議員) 役員等の人選に当たっては、長期的な計画とデザインが必要である。

(金沢専務理事) 来月に理事の全員改選があるが、その次の改選期は2年後になる。その時期までに、新役員等の構成を考えることになるのではないかと執行部では話している。

(山岡議長) 候補者の選出に当たっては、今後は現職や経歴だけでなく、なぜ選ぶのか、選任理由の説明が必要になるだろう。

審議の結果、所属・立場の多様性やジェンダーバランスを考慮し、次の6名の評議員を役員等候補選出委員会委員に選定することを、出席評議員全員一致で可決した。同委員会委員の任期は、評議員の任期と同じである。

伊藤道雄、入山 映、岸本幸子、高橋陽子、宮崎幸雄、矢内 顯

(3) 報告事項

土肥常務理事から、移行に関する全国の①認定・認可及び申請の状況について、続いて、公益法人協会が4月に開始した②「認定申請はやわかり塾」の開催状況について報告があり、了承された。報告によると、②「はやわかり塾」については上期が6コース、受講者は延べ96名になり、同様の企画を秋にも開催する。他地域の開催も検討中である。

また、公益法人協会の事業に関連して、次の質疑応答があった。

(呉評議員) 最近配信されたメルマガに理事長執筆のコラムがあったが、その中で漢検問題に言及しながら、「糞に懲りて」云々という表現があった。その

キーワードは何か。

(太田理事長) 漢検問題に関して、あちこちの新聞社等から取材を受けた。あの事件の原因は何か、という質問に対し、見解をまとめていたものであるが、実は隠れたきっかけがあった。漢検問題により、与党筋、複数の大臣から「今回の公益法人制度改革は失敗」「手綱を緩めてはならない」等の発言があったことを複数の新聞記者から耳にし、非常に危機感を持ったことである。不祥事の都度、国会で問題となり、規制が強化され、指導監督基準ができる。そのような悪循環を脱し、法人の自治、自己責任による運営を尊重したところに、主務官庁制を廃止した大きな理念があるはずである。狙いはそこにあり、逆戻りにならないよう、けん制の意味もあったわけである。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成21年8月17日

議長

山岡 義典



議事録署名人

宮崎 幸雄



議事録署名人

矢内 顯

